

「地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解」(第1章)の改訂の新旧対照表

現行	改訂案
<p>目次</p> <p>第1章 地方独立行政法人(公営企業型を除く)に適用される会計基準及び注解</p> <p>第1節 一般原則</p> <p>第2節 概念</p> <p>第3節 認識及び測定</p> <p>第4節 財務諸表の体系</p> <p>第5節 貸借対照表</p> <p>第6節 損益計算書</p> <p>第7節 キャッシュ・フロー計算書</p> <p>第8節 利益の処分又は損失の処理に関する書類</p> <p>第9節 行政サービス実施コスト計算書</p> <p>第10節 附属明細書及び注記</p> <p>第11節 地方独立行政法人固有の会計処理</p> <p>第12節 <u>連結財務諸表</u></p> <p>第2章 公営企業型地方独立行政法人に適用される会計基準及び注解</p> <p>第1節 一般原則</p> <p>第2節 概念</p> <p>第3節 認識及び測定</p> <p>第4節 財務諸表の体系</p> <p>第5節 貸借対照表</p> <p>第6節 損益計算書</p> <p>第7節 キャッシュ・フロー計算書</p> <p>第8節 利益の処分又は損失の処理に関する書類</p> <p>第9節 行政サービス実施コスト計算書</p>	<p>目次</p> <p>第1章 地方独立行政法人(公営企業型を除く)に適用される会計基準及び注解</p> <p>第1節 一般原則</p> <p>第2節 概念</p> <p>第3節 認識及び測定</p> <p>第4節 財務諸表の体系</p> <p>第5節 貸借対照表</p> <p>第6節 損益計算書</p> <p>第7節 キャッシュ・フロー計算書</p> <p>第8節 利益の処分又は損失の処理に関する書類</p> <p>第9節 行政サービス実施コスト計算書</p> <p>第10節 附属明細書及び注記</p> <p>第11節 地方独立行政法人固有の会計処理</p> <p>第12節 <u>連結財務諸表</u></p> <p>第13節 <u>合併に関する会計処理</u></p> <p>第2章 公営企業型地方独立行政法人に適用される会計基準及び注解</p> <p>第1節 一般原則</p> <p>第2節 概念</p> <p>第3節 認識及び測定</p> <p>第4節 財務諸表の体系</p> <p>第5節 貸借対照表</p> <p>第6節 損益計算書</p> <p>第7節 キャッシュ・フロー計算書</p> <p>第8節 利益の処分又は損失の処理に関する書類</p> <p>第9節 行政サービス実施コスト計算書</p>

<p>第10節 附属明細書及び注記 第11節 公営企業型地方独立行政法人固有の会計処理 第12節 区分経理の会計処理 第13節 連結財務諸表</p> <p>第2節 概念</p> <p>第12 投資その他の資産</p> <p>1 (略)</p> <p>2 次に掲げる資産は、投資その他の資産に属するものとする。</p> <p>(1) 投資有価証券。ただし、関係会社（「第95 連結の範囲」及び「第104 関連会社等に対する持分法の適用」において定める特定関連会社及び関連会社をいう。以下同じ。）の有価証券を除く。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 長期貸付金。ただし、役員、職員（公立大学法人については「教職員」とする。以下同じ。）又は関係法人（「第93 連結財務諸表の作成目的」において定める関係法人をいう。以下同じ。）に対する長期貸付金を除く。</p> <p>(5)～(10) (略)</p> <p>第3節 認識及び測定</p> <p>第31 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>1 (略)</p> <p>2 有価証券は、地方独立行政法人が保有する目的により、次のように区分し、評価差額等について処理した上、それぞれ区分ごとの評価額をもって貸借対照表価額としなければならない。</p> <p>(1) (略)</p>	<p>第10節 附属明細書及び注記 第11節 公営企業型地方独立行政法人固有の会計処理 第12節 区分経理の会計処理 第13節 連結財務諸表 第14節 合併に関する会計処理</p> <p>第2節 概念</p> <p>第12 投資その他の資産</p> <p>1 (略)</p> <p>2 次に掲げる資産は、投資その他の資産に属するものとする。</p> <p>(1) 投資有価証券。ただし、関係会社（「第97 連結の範囲」及び「第106 関連会社等に対する持分法の適用」において定める特定関連会社及び関連会社をいう。以下同じ。）の有価証券を除く。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 長期貸付金。ただし、役員、職員（公立大学法人については「教職員」とする。以下同じ。）又は関係法人（「第95 連結財務諸表の作成目的」において定める関係法人をいう。以下同じ。）に対する長期貸付金を除く。</p> <p>(5)～(10) (略)</p> <p>第3節 認識及び測定</p> <p>第31 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>1 (略)</p> <p>2 有価証券は、地方独立行政法人が保有する目的により、次のように区分し、評価差額等について処理した上、それぞれ区分ごとの評価額をもって貸借対照表価額としなければならない。</p> <p>(1) (略)</p>
--	--

(2) 満期保有目的の債券

満期まで所有する意図をもって保有する国債、地方債、政府保証債、その他の債券（以下「満期保有目的の債券」という。）は、取得原価をもって貸借対照表価額とする。ただし、債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基いて算定された価額をもって貸借対照表価額としなければならない。（注 24）（注 25）（注 26）

(3)・(4) (略)

3 (略)

<注 26> 満期保有目的の債券の保有目的の変更について

満期保有目的の債券を償還期限前に売却した場合には、次に掲げる場合を除き、当該売却した債券と同じ事業年度に購入した残りの満期保有目的の債券の全てについて、保有目的の変更があったものとして売買目的有価証券に振り替えなければならない。

(1)・(2) (略)

第7節 キャッシュ・フロー計算書

第65 表示区分

1～3 (略)

4 財務活動によるキャッシュ・フローの区分には、資金の調達及び返済によるキャッシュ・フローを記載する。（注 45）

5・6 (略)

<注 45> 財務活動によるキャッシュ・フローの区分について

(2) 満期保有目的の債券

満期まで所有する意図をもって保有する国債、地方債、政府保証債、その他の債券（以下「満期保有目的の債券」という。）は、取得原価をもって貸借対照表価額とする。ただし、債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基いて算定された価額をもって貸借対照表価額としなければならない。（注 24）（注 25）（注 26）

(3)・(4) (略)

3 (略)

<注 26> 満期保有目的の債券の保有目的の変更について

満期保有目的の債券を償還期限前に売却した場合には、次に掲げる場合を除き、当該売却した債券と同じ事業年度に購入した残りの満期保有目的の債券の全てについて、保有目的の変更があったものとして売買目的有価証券に振り替えなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 法第 42 条の 2 の規定に基づく出資等に係る不要財産の出資等団体への納付をするために売却した場合

第7節 キャッシュ・フロー計算書

第65 表示区分

1～3 (略)

4 財務活動によるキャッシュ・フローの区分には、資金の調達及び返済によるキャッシュ・フローを記載する。（注 45）

5・6 (略)

<注 45> 財務活動によるキャッシュ・フローの区分について

財務活動によるキャッシュ・フローの区分には、例えば、次のようなものが記載される。

(1)～(5) (略)

(6) (略)

第67 キャッシュ・フロー計算書の様式

1 キャッシュ・フロー計算書の標準的な様式は、次のとおりとする。

キャッシュ・フロー計算書

(平成〇〇年4月1日～平成〇〇年3月31日)

I	業務活動によるキャッシュ・フロー	×××
II	投資活動によるキャッシュ・フロー	×××
III	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	短期借入れによる収入	×××
	短期借入金の返済による支出	-×××
	長期借入れによる収入	×××
	長期借入金の返済による支出	-×××
	<u>金銭出資の受入による収入</u>	<u>×××</u>
	×××
	財務活動によるキャッシュ・フロー	×××
IV	資金に係る換算差額	×××
V	資金増加額 (又は減少額)	×××
VI	資金期首残高	×××
VII	資金期末残高	×××

財務活動によるキャッシュ・フローの区分には、例えば、次のようなものが記載される。

(1)～(5) (略)

(6) 出資等に係る不要財産の出資等団体への納付による支出

(7) (略)

第67 キャッシュ・フロー計算書の様式

1 キャッシュ・フロー計算書の標準的な様式は、次のとおりとする。

キャッシュ・フロー計算書

(平成〇〇年4月1日～平成〇〇年3月31日)

I	業務活動によるキャッシュ・フロー	×××
II	投資活動によるキャッシュ・フロー	×××
III	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	短期借入れによる収入	×××
	短期借入金の返済による支出	-×××
	長期借入れによる収入	×××
	長期借入金の返済による支出	-×××
	<u>金銭出資の受入による収入</u>	<u>×××</u>
	<u>出資等に係る不要財産の出資等団体への納付による支出</u>	<u>-×××</u>
	×××
	財務活動によるキャッシュ・フロー	×××
IV	資金に係る換算差額	×××
V	資金増加額 (又は減少額)	×××
VI	資金期首残高	×××
VII	資金期末残高	×××

2 公立大学法人のキャッシュ・フロー計算書の標準的な様式は、1にかかわらず、次のとおりとする。

キャッシュ・フロー計算書	
(平成〇〇年4月1日～平成〇〇年3月31日)	
I 業務活動によるキャッシュ・フロー	×××
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	×××
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入れによる収入	×××
短期借入金の返済による支出	-×××
長期借入れによる収入	×××
長期借入金の返済による支出	-×××
<u>金銭出資の受入による収入</u>	<u>×××</u>
.....	×××
小計	×××
利息の支払額	-×××
財務活動によるキャッシュ・フロー	×××
IV 資金に係る換算差額	×××
V 資金増加額 (又は減少額)	×××
VI 資金期首残高	×××
VII 資金期末残高	×××

第68 注記事項

キャッシュ・フロー計算書については、次の事項を注記しなければならない。

(1) (略)

2 公立大学法人のキャッシュ・フロー計算書の標準的な様式は、1にかかわらず、次のとおりとする。

キャッシュ・フロー計算書	
(平成〇〇年4月1日～平成〇〇年3月31日)	
I 業務活動によるキャッシュ・フロー	×××
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	×××
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入れによる収入	×××
短期借入金の返済による支出	-×××
長期借入れによる収入	×××
長期借入金の返済による支出	-×××
<u>金銭出資の受入による収入</u>	<u>×××</u>
<u>出資等に係る不要財産の出資等団体への納付による支出</u>	<u>-×××</u>
.....	×××
小計	×××
利息の支払額	-×××
財務活動によるキャッシュ・フロー	×××
IV 資金に係る換算差額	×××
V 資金増加額 (又は減少額)	×××
VI 資金期首残高	×××
VII 資金期末残高	×××

第68 注記事項

キャッシュ・フロー計算書については、次の事項を注記しなければならない。

(1) (略)

(2) 重要な非資金取引 (注 47)

(3) (略)

<注 47> 重要な非資金取引について

キャッシュ・フロー計算書に注記すべき重要な非資金取引には、例えば、次のようなものがある。

(1) (略)

(2)～(5) (略)

第 11 節 地方独立行政法人固有の会計処理

(2) 重要な非資金取引 (注 47)

(3) (略)

<注 47> 重要な非資金取引について

キャッシュ・フロー計算書に注記すべき重要な非資金取引には、例えば、次のようなものがある。

(1) (略)

(2) 出資等に係る不要財産の現物での納付による資産の減少

(3)～(6) (略)

(7) 合併により承継した資産、負債及び純資産の額並びにその主な内訳

第 11 節 地方独立行政法人固有の会計処理

第 93 出資等に係る不要財産の出資等団体への納付に伴う資本金等の減少に係る会計処理

1 地方独立行政法人が法第42条の2の規定により出資等に係る不要財産の出資等団体への納付をした場合において、当該納付に係る出資等に係る不要財産が地方公共団体からの出資に係るものであるときは、当該地方独立行政法人は、当該地方独立行政法人の資本金のうち当該納付に係る出資等に係る不要財産に係る部分として設立団体の長が定める金額により資本金を減少するものとする。(注 65)

2 地方独立行政法人が法第42条の2の規定により出資等に係る不要財産の出資等団体への納付をした場合において、当該納付に係る出資等に係る不要財産の取得時に資本剰余金が計上されているときは、当該地方独立行政法人は、当該地方独立行政法人の資本剰余金のうち当該納付に係る出資等に係る不要財産に係る部分の金額を資本剰余金から減少するものとする。(注 65)

<注 65> 出資等に係る不要財産の出資等団体への納付に係る注記について

出資等に係る不要財産の出資等団体への納付を行った場合には、次に掲げる事項

について注記するものとする。

- (1) 出資等に係る不要財産としての出資等団体への納付を行った資産の種類、帳簿価額等の概要
- (2) 出資等に係る不要財産となった理由
- (3) 出資等団体への納付の方法
 - (4) 譲渡収入による現金納付等を行った資産に係る譲渡収入の額
 - (5) 出資等団体への納付に当たり譲渡収入から控除した費用の額
- (6) 出資等団体への納付額
- (7) 出資等団体への納付が行われた年月日
- (8) 減資額

第94 出資等に係る不要財産の出資等団体への納付に伴う譲渡取引に係る会計処理

- 1 地方独立行政法人が法第42条の2の規定に基づいて行う出資等に係る不要財産の譲渡取引のうち、設立団体の長が必要なものとして指定した譲渡取引については、当該譲渡取引により生じた譲渡差額を損益計算上の損益には計上せず、資本剰余金を減額又は増額するものとする。(注66) (注67)
- 2 設立団体の長が指定した譲渡取引に係る出資等に係る不要財産の出資等団体への納付に要した費用のうち、設立団体の長が出資等団体への納付額から控除を認める費用については、損益計算上の費用には計上せず、資本剰余金を減額するものとする。(注67)

<注66> 譲渡収入額のうち帳簿価額を超える額の出資等団体への納付について設立団体の長が指定した譲渡取引により生じた収入額のうち、当該財産の帳簿価額を超える額を出資等団体へ納付するときは、資本剰余金を直接減額するものとする。

<注67> 行政サービス実施コストについて

地方独立行政法人が法第42条の2の規定に基づいて行う出資等に係る不要財産の譲渡取引のうち設立団体の長が必要なものとして指定した譲渡取引により生じた

譲渡差額及び設立団体の長が指定した譲渡取引に係る出資等に係る不要財産の出資等団体への納付に要した費用のうち設立団体の長が出資等団体への納付額から控除を認める費用については、行政サービス実施コストに属するものとし、行政サービス実施コスト計算書において、損益外除売却差額相当額の科目に表示しなければならない。

第12節 連結財務諸表

第12節 連結財務諸表

第1款 連結財務諸表の作成目的及び一般原則

第1款 連結財務諸表の作成目的及び一般原則

第93 連結財務諸表の作成目的

第95 連結財務諸表の作成目的

連結財務諸表は、地方独立行政法人とその出資先の会社等（以下「関係法人」という。）を公的な資金が供給されている一つの会計主体として捉え、地方独立行政法人が関係法人集団（地方独立行政法人及び関係法人の集団をいう。以下同じ。）の財政状態及び運営状況を総合的に報告するために作成するものである。(注65)

連結財務諸表は、地方独立行政法人とその出資先の会社等（以下「関係法人」という。）を公的な資金が供給されている一つの会計主体として捉え、地方独立行政法人が関係法人集団（地方独立行政法人及び関係法人の集団をいう。以下同じ。）の財政状態及び運営状況を総合的に報告するために作成するものである。(注68)

<注65> (略)

<注68> (略)

第94 連結財務諸表一般原則

第96 連結財務諸表一般原則

1・2 (略)

1・2 (略)

3 地方独立行政法人の会計は、連結財務諸表によって、住民その他の利害関係者に対し必要な会計情報を明瞭に表示し、関係法人集団の状況に関する判断を誤らせないようにしなければならない。(注66)

3 地方独立行政法人の会計は、連結財務諸表によって、住民その他の利害関係者に対し必要な会計情報を明瞭に表示し、関係法人集団の状況に関する判断を誤らせないようにしなければならない。(注69)

4 (略)

4 (略)

<注66> (略)

<注69> (略)

第95 連結の範囲

第97 連結の範囲

<p>1 地方独立行政法人は、原則としてすべての特定関連会社を連結の範囲に含めなければならない。(注67)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><注67> (略)</p> <p><u>第96</u> 連結決算日</p> <p>1 (略)</p> <p>2 特定関連会社の決算日が連結決算日と異なる場合には、特定関連会社は、連結決算日に正規の決算に準ずる合理的な手続により決算を行わなければならない。(注68)</p> <p><注68> (略)</p> <p><u>第97</u> 会計処理の原則及び手続</p> <p>1 同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、地方独立行政法人及び関係会社が採用する会計処理の原則及び手続は、「第11節 地方独立行政法人固有の会計処理」に定めるものを除き、原則として地方独立行政法人の会計処理に統一しなければならない。(注69)</p> <p>2 (略)</p> <p><注69> (略)</p> <p><u>第98</u> (略)</p> <p>第2款 連結貸借対照表の作成基準</p> <p><u>第99</u> (略)</p>	<p>1 地方独立行政法人は、原則としてすべての特定関連会社を連結の範囲に含めなければならない。(注70)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><注70> (略)</p> <p><u>第98</u> 連結決算日</p> <p>1 (略)</p> <p>2 特定関連会社の決算日が連結決算日と異なる場合には、特定関連会社は、連結決算日に正規の決算に準ずる合理的な手続により決算を行わなければならない。(注71)</p> <p><注71> (略)</p> <p><u>第99</u> 会計処理の原則及び手続</p> <p>1 同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、地方独立行政法人及び関係会社が採用する会計処理の原則及び手続は、「第11節 地方独立行政法人固有の会計処理」に定めるものを除き、原則として地方独立行政法人の会計処理に統一しなければならない。(注72)</p> <p>2 (略)</p> <p><注72> (略)</p> <p><u>第100</u> (略)</p> <p>第2款 連結貸借対照表の作成基準</p> <p><u>第101</u> (略)</p>
---	---

第100 特定関連会社の資産及び負債の評価

1 連結貸借対照表の作成に当たっては、特定関連会社に該当することとなった日において、特定関連会社の資産及び負債のすべてを、特定関連会社に該当することとなった日の時価により評価しなければならない。(注70)

2 (略)

<注70> (略)

第101 (略)第102 少数株主持分

1 (略)

2 特定関連会社の欠損のうち、当該特定関連会社に係る少数株主持分に割り当てられる額が、当該少数株主の負担すべき額を超える場合には、当該超過額については、当該特定関連会社との関係を勘案して処理するものとする。(注71)

<注71> (略)

第103 (略)第104 関連会社等に対する持分法の適用

1 連結の範囲に含めない特定関連会社及び関連会社に対する出資については、原則として持分法を適用しなければならない。(注72)

2～4 (略)

<注72> (略)

第102 特定関連会社の資産及び負債の評価

1 連結貸借対照表の作成に当たっては、特定関連会社に該当することとなった日において、特定関連会社の資産及び負債のすべてを、特定関連会社に該当することとなった日の時価により評価しなければならない。(注73)

2 (略)

<注73> (略)

第103 (略)第104 少数株主持分

1 (略)

2 特定関連会社の欠損のうち、当該特定関連会社に係る少数株主持分に割り当てられる額が、当該少数株主の負担すべき額を超える場合には、当該超過額については、当該特定関連会社との関係を勘案して処理するものとする。(注74)

<注74> (略)

第105 (略)第106 関連会社等に対する持分法の適用

1 連結の範囲に含めない特定関連会社及び関連会社に対する出資については、原則として持分法を適用しなければならない。(注75)

2～4 (略)

<注75> (略)

<p><u>第105</u> 表示区分</p> <p>1 (略)</p> <p>2 流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産、繰延資産、流動負債及び固定負債は一定の基準に従い、その性質を示す適切な名称を付した科目に明瞭に分類して記載するものとする。<u>(注73)</u></p> <p><u><注73></u> (略)</p> <p>第3款 連結損益計算書の作成基準</p> <p><u>第106</u> (略)</p> <p><u>第107</u> (略)</p> <p><u>第108</u> (略)</p> <p><u>第109</u> (略)</p> <p>第4款 連結キャッシュ・フロー計算書の作成基準</p> <p><u>第110</u> (略)</p> <p><u>第111</u> (略)</p> <p>第5款 連結剰余金計算書の作成基準</p> <p><u>第112</u> (略)</p>	<p><u>第107</u> 表示区分</p> <p>1 (略)</p> <p>2 流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産、繰延資産、流動負債及び固定負債は一定の基準に従い、その性質を示す適切な名称を付した科目に明瞭に分類して記載するものとする。<u>(注76)</u></p> <p><u><注76></u> (略)</p> <p>第3款 連結損益計算書の作成基準</p> <p><u>第108</u> (略)</p> <p><u>第109</u> (略)</p> <p><u>第110</u> (略)</p> <p><u>第111</u> (略)</p> <p>第4款 連結キャッシュ・フロー計算書の作成基準</p> <p><u>第112</u> (略)</p> <p><u>第113</u> (略)</p> <p>第5款 連結剰余金計算書の作成基準</p> <p><u>第114</u> (略)</p>
--	--

<p><u>第113</u> (略)</p> <p>第6款 関連公益法人等の取扱い</p> <p><u>第114</u> 関連公益法人等の情報開示</p> <p>関連公益法人等については、地方独立行政法人との出えん、人事、資金、技術、取引等の関係を「第7節 連結財務諸表の附属明細書、連結セグメント情報及び注記」に定めるところにより開示するものとする。<u>(注74)</u></p> <p><u><注74></u> (略)</p> <p><u>第115</u> 関連公益法人等の範囲</p> <p>1 関連公益法人等とは、地方独立行政法人が出えん、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、財務及び事業運営の方針決定に対して重要な影響を与えることができるか又は地方独立行政法人との取引を通じて公的な資金が供給されており、地方独立行政法人の財務情報として、重要な関係を有する当該公益法人等をいう。<u>(注75)</u></p> <p>2～4 (略)</p> <p><u><注75></u> (略)</p> <p>第7款 連結財務諸表の附属明細書、連結セグメント情報及び注記</p> <p><u>第116</u> (略)</p> <p><u>第117</u> 連結セグメント情報の開示</p> <p>1 (略)</p> <p>2 開示すべき情報は、連結法人の事業収益、事業損益及び当該セグメントに属する</p>	<p><u>第115</u> (略)</p> <p>第6款 関連公益法人等の取扱い</p> <p><u>第116</u> 関連公益法人等の情報開示</p> <p>関連公益法人等については、地方独立行政法人との出えん、人事、資金、技術、取引等の関係を「第7節 連結財務諸表の附属明細書、連結セグメント情報及び注記」に定めるところにより開示するものとする。<u>(注77)</u></p> <p><u><注77></u> (略)</p> <p><u>第117</u> 関連公益法人等の範囲</p> <p>1 関連公益法人等とは、地方独立行政法人が出えん、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、財務及び事業運営の方針決定に対して重要な影響を与えることができるか又は地方独立行政法人との取引を通じて公的な資金が供給されており、地方独立行政法人の財務情報として、重要な関係を有する当該公益法人等をいう。<u>(注78)</u></p> <p>2～4 (略)</p> <p><u><注78></u> (略)</p> <p>第7款 連結財務諸表の附属明細書、連結セグメント情報及び注記</p> <p><u>第118</u> (略)</p> <p><u>第119</u> 連結セグメント情報の開示</p> <p>1 (略)</p> <p>2 開示すべき情報は、連結法人の事業収益、事業損益及び当該セグメントに属する</p>
--	--

<p>資産総額その他の財務情報とする。(注76)</p> <p><注76> (略)</p> <p>第118 (略)</p>	<p>資産総額その他の財務情報とする。(注79)</p> <p><注79> (略)</p> <p>第120 (略)</p> <p>第13節 合併に関する会計処理</p> <p>第121 用語の定義</p> <p>1 合併をする前の地方独立行政法人を「合併前法人」と、合併をした後の地方独立行政法人を「合併後法人」という。</p> <p>2 「消滅法人」とは、合併により消滅する地方独立行政法人をいう。</p> <p>3 「取得」とは、合併後法人の設立団体以外の地方公共団体のみによって設立された地方独立行政法人を合併前法人に含む合併をいう。</p> <p>4 取得とされた合併において、合併後法人を「取得法人」といい、合併後法人の設立団体以外の地方公共団体のみによって設立された合併前法人を「被取得法人」という。</p> <p>5 「設立関係の継続」とは、合併後法人の設立団体の一又は二以上によって設立された地方独立行政法人のみを合併前法人とする合併をいう。</p> <p>6 「法人合併日」とは、合併前法人が合併をした日をいい、法人合併日の属する事業年度を「法人合併年度」という。</p> <p>第122 取得の会計処理</p> <p>1 取得において、取得法人は、被取得法人の純資産の内訳項目（資本金、資本剰余金及び利益剰余金）を、移転直前に付されていた適正な帳簿価額で引き継ぐ。</p> <p>2 取得法人は、被取得法人より移転する資産及び負債を時価で計上し、評価差額については資本剰余金を増額又は減額する。</p>
---	---

第 123 取得に係る注記事項

法人合併年度において、取得とされた合併がある場合には、次の事項を注記する。

(1) 合併の概要

被取得法人の名称及び事業の内容、被取得法人の設立団体の名称、合併を行った主な理由、法人合併日、合併の法的形式、合併後法人の名称、合併後法人の設立団体の名称

(2) 財務諸表に含まれている被取得法人の業績の期間(3) 法人合併日に受け入れた資産、負債及び純資産の額並びにその主な内訳第 124 設立関係の継続の会計処理

1 設立関係の継続において、合併後法人は、消滅法人の純資産の内訳項目(資本金、資本剰余金及び利益剰余金)を、移転直前に付されていた適正な帳簿価額で引き継ぐ。

2 合併後法人は、消滅法人より移転する資産及び負債を、移転直前に付されていた適正な帳簿価額により計上する。

第 125 設立関係の継続に係る注記事項

法人合併年度において、設立関係の継続とされた合併がある場合には、次の事項を注記する。

(1) 合併の概要

消滅法人の名称及び事業の内容、消滅法人の設立団体の名称、合併を行った主な理由、法人合併日、合併の法的形式、合併後法人の名称、合併後法人の設立団体の名称

(2) 財務諸表に含まれている消滅法人の業績の期間(3) 法人合併日に受け入れた資産、負債及び純資産の額並びにその主な内訳第 126 重要な後発事象等の注記

貸借対照表日後、監査報告書日までの間に合併が完了した場合又は貸借対照表日後、監査報告書日までの間に法第 108 条第 1 項各号又は法第 112 条第 1 項各号に掲げる事項が協議により定められた場合には、重要な後発事象として第 123 の(1)又は第 125 の(1)に準じて注記を行う。

また、当事業年度中に法第 108 条第 1 項各号又は法第 112 条第 1 項各号に掲げる事

	<p>項が協議により定められたが、貸借対照表日までに合併が完了していない場合（ただし、重要な後発事象に該当する場合を除く。）についても、これらに準じて注記を行う。</p>
--	---

「地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解」(第2章)の改訂の新旧対照表

現行	改訂案
<p>第2節 概念</p> <p>第12 投資その他の資産</p> <p>1 (略)</p> <p>2 次に掲げる資産は、投資その他の資産に属するものとする。</p> <p>(1) 投資有価証券。ただし、関係会社(「第100 連結の範囲」及び「第110 関連会社等に対する持分法の適用」において定める特定関連会社及び関連会社をいう。以下同じ。)の有価証券を除く。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 長期貸付金。ただし、役員、職員又は関係法人(「第98 連結財務諸表の作成目的」において定める関係法人をいう。以下同じ。)に対する長期貸付金を除く。</p> <p>(5)～(10) (略)</p>	<p>第2節 概念</p> <p>第12 投資その他の資産</p> <p>1 (略)</p> <p>2 次に掲げる資産は、投資その他の資産に属するものとする。</p> <p>(1) 投資有価証券。ただし、関係会社(「第102 連結の範囲」及び「第112 関連会社等に対する持分法の適用」において定める特定関連会社及び関連会社をいう。以下同じ。)の有価証券を除く。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 長期貸付金。ただし、役員、職員又は関係法人(「第100 連結財務諸表の作成目的」において定める関係法人をいう。以下同じ。)に対する長期貸付金を除く。</p> <p>(5)～(10) (略)</p>
<p>第3節 認識及び測定</p> <p>第31 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>1 (略)</p> <p>2 有価証券は、公営企業型地方独立行政法人が保有する目的により、次のように区分し、評価差額等について処理した上、それぞれ区分ごとの評価額をもって貸借対照表価額としなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 満期保有目的の債券</p> <p>満期まで所有する意図をもって保有する国債、地方債、政府保証債、その他の債券(以下「満期保有目的の債券」という。)は、取得原価をもって貸借対照表価額とする。ただし、債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場</p>	<p>第3節 認識及び測定</p> <p>第31 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>1 (略)</p> <p>2 有価証券は、公営企業型地方独立行政法人が保有する目的により、次のように区分し、評価差額等について処理した上、それぞれ区分ごとの評価額をもって貸借対照表価額としなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 満期保有目的の債券</p> <p>満期まで所有する意図をもって保有する国債、地方債、政府保証債、その他の債券(以下「満期保有目的の債券」という。)は、取得原価をもって貸借対照表価額とする。ただし、債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場</p>

合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基いて算定された価額をもって貸借対照表価額としなければならない。(注 27) (注 28) (注 29)

(3)・(4) (略)

3 (略)

<注 29> 満期保有目的の債券の保有目的の変更について

満期保有目的の債券を償還期限前に売却した場合には、次に掲げる場合を除き、当該売却した債券と同じ事業年度に購入した残りの満期保有目的の債券の全てについて、保有目的の変更があったものとして売買目的有価証券に振り替えなければならない。

(1)・(2) (略)

第7節 キャッシュ・フロー計算書

第65 表示区分

1～3 (略)

4 財務活動によるキャッシュ・フローの区分には、資金の調達及び返済によるキャッシュ・フローを記載する。(注 47)

5・6 (略)

<注 47> 財務活動によるキャッシュ・フローの区分について

財務活動によるキャッシュ・フローの区分には、例えば、次のようなものが記載される。

(1)～(5) (略)

合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基いて算定された価額をもって貸借対照表価額としなければならない。(注 27) (注 28) (注 29)

(3)・(4) (略)

3 (略)

<注 29> 満期保有目的の債券の保有目的の変更について

満期保有目的の債券を償還期限前に売却した場合には、次に掲げる場合を除き、当該売却した債券と同じ事業年度に購入した残りの満期保有目的の債券の全てについて、保有目的の変更があったものとして売買目的有価証券に振り替えなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 法第 42 条の 2 の規定に基づく出資等に係る不要財産の出資等団体への納付をするために売却した場合

第7節 キャッシュ・フロー計算書

第65 表示区分

1～3 (略)

4 財務活動によるキャッシュ・フローの区分には、資金の調達及び返済によるキャッシュ・フローを記載する。(注 47)

5・6 (略)

<注 47> 財務活動によるキャッシュ・フローの区分について

財務活動によるキャッシュ・フローの区分には、例えば、次のようなものが記載される。

(1)～(5) (略)

(6) 出資等に係る不要財産の出資等団体への納付による支出

(6) (略)	(7) (略)																																																														
<p>第67 キャッシュ・フロー計算書の様式</p> <p>キャッシュ・フロー計算書の標準的な様式は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">キャッシュ・フロー計算書 (平成〇〇年4月1日～平成〇〇年3月31日)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">I 業務活動によるキャッシュ・フロー</td> <td style="text-align: right;">×××</td> </tr> <tr> <td>II 投資活動によるキャッシュ・フロー</td> <td style="text-align: right;">×××</td> </tr> <tr> <td>III 財務活動によるキャッシュ・フロー</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 短期借入れによる収入</td> <td style="text-align: right;">×××</td> </tr> <tr> <td> 短期借入金の返済による支出</td> <td style="text-align: right;">-×××</td> </tr> <tr> <td> 長期借入れによる収入</td> <td style="text-align: right;">×××</td> </tr> <tr> <td> 長期借入金の返済による支出</td> <td style="text-align: right;">-×××</td> </tr> <tr> <td> 移行前地方債償還債務の償還による支出</td> <td style="text-align: right;">-×××</td> </tr> <tr> <td><u>金銭出資の受入による収入</u></td> <td style="text-align: right;"><u>×××</u></td> </tr> <tr> <td> </td> <td style="text-align: right;">×××</td> </tr> <tr> <td> 財務活動によるキャッシュ・フロー</td> <td style="text-align: right;">×××</td> </tr> <tr> <td>IV 資金に係る換算差額</td> <td style="text-align: right;">×××</td> </tr> <tr> <td>V 資金増加額 (又は減少額)</td> <td style="text-align: right;">×××</td> </tr> <tr> <td>VI 資金期首残高</td> <td style="text-align: right;">×××</td> </tr> <tr> <td>VII 資金期末残高</td> <td style="text-align: right;">×××</td> </tr> </table> <p>第68 注記事項</p> <p>キャッシュ・フロー計算書については、次の事項を注記しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p>	I 業務活動によるキャッシュ・フロー	×××	II 投資活動によるキャッシュ・フロー	×××	III 財務活動によるキャッシュ・フロー		短期借入れによる収入	×××	短期借入金の返済による支出	-×××	長期借入れによる収入	×××	長期借入金の返済による支出	-×××	移行前地方債償還債務の償還による支出	-×××	<u>金銭出資の受入による収入</u>	<u>×××</u>	×××	財務活動によるキャッシュ・フロー	×××	IV 資金に係る換算差額	×××	V 資金増加額 (又は減少額)	×××	VI 資金期首残高	×××	VII 資金期末残高	×××	<p>第67 キャッシュ・フロー計算書の様式</p> <p>キャッシュ・フロー計算書の標準的な様式は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">キャッシュ・フロー計算書 (平成〇〇年4月1日～平成〇〇年3月31日)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">I 業務活動によるキャッシュ・フロー</td> <td style="text-align: right;">×××</td> </tr> <tr> <td>II 投資活動によるキャッシュ・フロー</td> <td style="text-align: right;">×××</td> </tr> <tr> <td>III 財務活動によるキャッシュ・フロー</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 短期借入れによる収入</td> <td style="text-align: right;">×××</td> </tr> <tr> <td> 短期借入金の返済による支出</td> <td style="text-align: right;">-×××</td> </tr> <tr> <td> 長期借入れによる収入</td> <td style="text-align: right;">×××</td> </tr> <tr> <td> 長期借入金の返済による支出</td> <td style="text-align: right;">-×××</td> </tr> <tr> <td> 移行前地方債償還債務の償還による支出</td> <td style="text-align: right;">-×××</td> </tr> <tr> <td><u>金銭出資の受入による収入</u></td> <td style="text-align: right;"><u>×××</u></td> </tr> <tr> <td><u>出資等に係る不要財産の出資等団体への納付による支出</u></td> <td style="text-align: right;"><u>-×××</u></td> </tr> <tr> <td> </td> <td style="text-align: right;">×××</td> </tr> <tr> <td> 財務活動によるキャッシュ・フロー</td> <td style="text-align: right;">×××</td> </tr> <tr> <td>IV 資金に係る換算差額</td> <td style="text-align: right;">×××</td> </tr> <tr> <td>V 資金増加額 (又は減少額)</td> <td style="text-align: right;">×××</td> </tr> <tr> <td>VI 資金期首残高</td> <td style="text-align: right;">×××</td> </tr> <tr> <td>VII 資金期末残高</td> <td style="text-align: right;">×××</td> </tr> </table> <p>第68 注記事項</p> <p>キャッシュ・フロー計算書については、次の事項を注記しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p>	I 業務活動によるキャッシュ・フロー	×××	II 投資活動によるキャッシュ・フロー	×××	III 財務活動によるキャッシュ・フロー		短期借入れによる収入	×××	短期借入金の返済による支出	-×××	長期借入れによる収入	×××	長期借入金の返済による支出	-×××	移行前地方債償還債務の償還による支出	-×××	<u>金銭出資の受入による収入</u>	<u>×××</u>	<u>出資等に係る不要財産の出資等団体への納付による支出</u>	<u>-×××</u>	×××	財務活動によるキャッシュ・フロー	×××	IV 資金に係る換算差額	×××	V 資金増加額 (又は減少額)	×××	VI 資金期首残高	×××	VII 資金期末残高	×××
I 業務活動によるキャッシュ・フロー	×××																																																														
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	×××																																																														
III 財務活動によるキャッシュ・フロー																																																															
短期借入れによる収入	×××																																																														
短期借入金の返済による支出	-×××																																																														
長期借入れによる収入	×××																																																														
長期借入金の返済による支出	-×××																																																														
移行前地方債償還債務の償還による支出	-×××																																																														
<u>金銭出資の受入による収入</u>	<u>×××</u>																																																														
.....	×××																																																														
財務活動によるキャッシュ・フロー	×××																																																														
IV 資金に係る換算差額	×××																																																														
V 資金増加額 (又は減少額)	×××																																																														
VI 資金期首残高	×××																																																														
VII 資金期末残高	×××																																																														
I 業務活動によるキャッシュ・フロー	×××																																																														
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	×××																																																														
III 財務活動によるキャッシュ・フロー																																																															
短期借入れによる収入	×××																																																														
短期借入金の返済による支出	-×××																																																														
長期借入れによる収入	×××																																																														
長期借入金の返済による支出	-×××																																																														
移行前地方債償還債務の償還による支出	-×××																																																														
<u>金銭出資の受入による収入</u>	<u>×××</u>																																																														
<u>出資等に係る不要財産の出資等団体への納付による支出</u>	<u>-×××</u>																																																														
.....	×××																																																														
財務活動によるキャッシュ・フロー	×××																																																														
IV 資金に係る換算差額	×××																																																														
V 資金増加額 (又は減少額)	×××																																																														
VI 資金期首残高	×××																																																														
VII 資金期末残高	×××																																																														

(2) 重要な非資金取引 (注 49)

(3) (略)

<注 49> 重要な非資金取引について

キャッシュ・フロー計算書に注記すべき重要な非資金取引には、例えば、次のようなものがある。

(1) (略)

(2)～(5) (略)

第 11 節 公営企業型地方独立行政法人固有の会計処理

(2) 重要な非資金取引 (注 49)

(3) (略)

<注 49> 重要な非資金取引について

キャッシュ・フロー計算書に注記すべき重要な非資金取引には、例えば、次のようなものがある。

(1) (略)

(2) 出資等に係る不要財産の現物での納付による資産の減少

(3)～(6) (略)

(7) 合併により承継した資産、負債及び純資産の額並びにその主な内訳

第 11 節 公営企業型地方独立行政法人固有の会計処理

第 93 出資等に係る不要財産の出資等団体への納付に伴う資本金等の減少に係る会計処理

1 公営企業型地方独立行政法人が法第 42 条の 2 の規定により出資等に係る不要財産の出資等団体への納付をした場合において、当該納付に係る出資等に係る不要財産が地方公共団体からの出資に係るものであるときは、当該公営企業型地方独立行政法人は、当該公営企業型地方独立行政法人の資本金のうち当該納付に係る出資等に係る不要財産に係る部分として設立団体の長が定める金額により資本金を減少するものとする。(注 67)

2 公営企業型地方独立行政法人が法第 42 条の 2 の規定により出資等に係る不要財産の出資等団体への納付をした場合において、当該納付に係る出資等に係る不要財産の取得時に資本剰余金が計上されているときは、当該公営企業型地方独立行政法人は、当該公営企業型地方独立行政法人の資本剰余金のうち当該納付に係る出資等に係る不要財産に係る部分の金額を資本剰余金から減少するものとする。(注 67)

<注 67> 出資等に係る不要財産の出資等団体への納付に係る注記について

出資等に係る不要財産の出資等団体への納付を行った場合には、次に掲げる事項について注記するものとする。

- (1) 出資等に係る不要財産としての出資等団体への納付を行った資産の種類、帳簿価額等の概要
- (2) 出資等に係る不要財産となった理由
- (3) 出資等団体への納付の方法
- (4) 譲渡収入による現金納付等を行った資産に係る譲渡収入の額
- (5) 出資等団体への納付に当たり譲渡収入から控除した費用の額
- (6) 出資等団体への納付額
- (7) 出資等団体への納付が行われた年月日
- (8) 減資額

第94 出資等に係る不要財産の出資等団体への納付に伴う譲渡取引に係る会計処理

1 公営企業型地方独立行政法人が法第42条の2の規定に基づいて行う出資等に係る不要財産の譲渡取引のうち、設立団体の長が必要なものとして指定した譲渡取引については、当該譲渡取引により生じた譲渡差額を損益計算上の損益には計上せず、資本剰余金を減額又は増額するものとする。(注68) (注69)

2 設立団体の長が指定した譲渡取引に係る出資等に係る不要財産の出資等団体への納付に要した費用のうち、設立団体の長が出資等団体への納付額から控除を認める費用については、損益計算上の費用には計上せず、資本剰余金を減額するものとする。(注69)

<注68> 譲渡収入額のうち帳簿価額を超える額の出資等団体への納付について設立団体の長が指定した譲渡取引により生じた収入額のうち、当該財産の帳簿価額を超える額を出資等団体へ納付するときは、資本剰余金を直接減額するものとする。

<注69> 行政サービス実施コストについて
公営企業型地方独立行政法人が法第42条の2の規定に基づいて行う出資等に係る

第12節 区分経理の会計処理

第93 (略)

第94 法人単位財務諸表の体系及び様式

1 法人単位財務諸表の体系は、次のとおりである。 (注67)

(1)～(5) (略)

2 (略)

<注67> (略)

第95 法人単位財務諸表作成の基準

法人単位財務諸表は、全ての事業別財務諸表を合算するほか、次により作成しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 法人単位行政サービス実施コスト計算書については、事業相互間の取引に係る費用と収益とを相殺消去し、公営企業型地方独立行政法人としての行政サービス実施コストを表示しなければならない。 (注68)

<注68> (略)

不要財産の譲渡取引のうち設立団体の長が必要なものとして指定した譲渡取引により生じた譲渡差額及び設立団体の長が指定した譲渡取引に係る出資等に係る不要財産の出資等団体への納付に要した費用のうち設立団体の長が出資等団体への納付額から控除を認める費用については、行政サービス実施コストに属するものとし、行政サービス実施コスト計算書において、損益外除売却差額相当額の科目に表示しなければならない。

第12節 区分経理の会計処理

第95 (略)

第96 法人単位財務諸表の体系及び様式

1 法人単位財務諸表の体系は、次のとおりである。 (注70)

(1)～(5) (略)

2 (略)

<注70> (略)

第97 法人単位財務諸表作成の基準

法人単位財務諸表は、全ての事業別財務諸表を合算するほか、次により作成しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 法人単位行政サービス実施コスト計算書については、事業相互間の取引に係る費用と収益とを相殺消去し、公営企業型地方独立行政法人としての行政サービス実施コストを表示しなければならない。 (注71)

<注71> (略)

第96 共通経費等配賦の原則

- 1 (略)
- 2 各事業に直接賦課することが困難な共通経費については、合理的な配賦基準に従って配賦しなければならない。また、配賦基準は、每期継続して適用する必要がある、みだりに変更してはならない。なお、配賦基準を変更した場合は、その内容、変更の理由及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容を注記しなければならない。(注69)

<注69> (略)

第97 財務諸表の開示方法等

- 1～3 (略)
- 4 法人単位財務諸表には、「第76 附属明細書」に定めるもののほか、次の事項を明らかにした法人単位附属明細書を添付しなければならない。(注70)
(1)～(5) (略)

<注70> (略)

第13節 連結財務諸表

第1款 連結財務諸表の作成目的及び一般原則

第98 連結財務諸表の作成目的

連結財務諸表は、公営企業型地方独立行政法人とその出資先の会社等（以下「関係法人」という。）を公的な資金が供給されている一つの会計主体として捉え、公営企業型地方独立行政法人が関係法人集団（公営企業型地方独立行政法人及び関係法人の集団をいう。以下同じ。）の財政状態及び経営成績を総合的に報告するために作成するものである。(注71)

第98 共通経費等配賦の原則

- 1 (略)
- 2 各事業に直接賦課することが困難な共通経費については、合理的な配賦基準に従って配賦しなければならない。また、配賦基準は、每期継続して適用する必要がある、みだりに変更してはならない。なお、配賦基準を変更した場合は、その内容、変更の理由及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容を注記しなければならない。(注72)

<注72> (略)

第99 財務諸表の開示方法等

- 1～3 (略)
- 4 法人単位財務諸表には、「第76 附属明細書」に定めるもののほか、次の事項を明らかにした法人単位附属明細書を添付しなければならない。(注73)
(1)～(5) (略)

<注73> (略)

第13節 連結財務諸表

第1款 連結財務諸表の作成目的及び一般原則

第100 連結財務諸表の作成目的

連結財務諸表は、公営企業型地方独立行政法人とその出資先の会社等（以下「関係法人」という。）を公的な資金が供給されている一つの会計主体として捉え、公営企業型地方独立行政法人が関係法人集団（公営企業型地方独立行政法人及び関係法人の集団をいう。以下同じ。）の財政状態及び経営成績を総合的に報告するために作成するものである。(注74)

<p><u><注71></u> (略)</p> <p>第99 連結財務諸表一般原則</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 公営企業型地方独立行政法人の会計は、連結財務諸表によって、住民その他の利害関係者に対し必要な会計情報を明瞭に表示し、関係法人集団の状況に関する判断を誤らせないようにしなければならない。<u>(注72)</u></p> <p>4 (略)</p> <p><u><注72></u> (略)</p> <p>第100 連結の範囲</p> <p>1 公営企業型地方独立行政法人は、原則としてすべての特定関連会社を連結の範囲に含めなければならない。<u>(注73)</u></p> <p>2～3 (略)</p> <p><u><注73></u> (略)</p> <p>第101 連結決算日</p> <p>1 (略)</p> <p>2 特定関連会社の決算日が連結決算日と異なる場合には、特定関連会社は、連結決算日に正規の決算に準ずる合理的な手続により決算を行わなければならない。<u>(注74)</u></p> <p><u><注74></u> (略)</p> <p>第102 会計処理の原則及び手続</p>	<p><u><注74></u> (略)</p> <p>第101 連結財務諸表一般原則</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 公営企業型地方独立行政法人の会計は、連結財務諸表によって、住民その他の利害関係者に対し必要な会計情報を明瞭に表示し、関係法人集団の状況に関する判断を誤らせないようにしなければならない。<u>(注75)</u></p> <p>4 (略)</p> <p><u><注75></u> (略)</p> <p>第102 連結の範囲</p> <p>1 公営企業型地方独立行政法人は、原則としてすべての特定関連会社を連結の範囲に含めなければならない。<u>(注76)</u></p> <p>2～3 (略)</p> <p><u><注76></u> (略)</p> <p>第103 連結決算日</p> <p>1 (略)</p> <p>2 特定関連会社の決算日が連結決算日と異なる場合には、特定関連会社は、連結決算日に正規の決算に準ずる合理的な手続により決算を行わなければならない。<u>(注77)</u></p> <p><u><注77></u> (略)</p> <p>第104 会計処理の原則及び手続</p>
--	---

<p>1 同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、公営企業型地方独立行政法人及び関係会社が採用する会計処理の原則及び手続は、「第11節 公営企業型地方独立行政法人固有の会計処理」に定めるものを除き、原則として公営企業型地方独立行政法人の会計処理に統一しなければならない。 <u>(注75)</u></p> <p>2 (略)</p> <p><u><注75></u> (略)</p> <p><u>第103</u> (略)</p> <p><u>第104</u> 区分経理が要請される公営企業型地方独立行政法人の連結財務諸表</p> <p>1 (略)</p> <p>2 法人単位の連結財務諸表の作成については、「<u>第95</u> 法人単位財務諸表作成の基準」に準ずるほか、次によるものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>第2款 連結貸借対照表の作成基準</p> <p><u>第105</u> (略)</p> <p><u>第106</u> 特定関連会社の資産及び負債の評価</p> <p>1 連結貸借対照表の作成に当たっては、特定関連会社に該当することとなった日において、特定関連会社の資産及び負債のすべてを、特定関連会社に該当することとなった日の時価により評価しなければならない。 <u>(注76)</u></p> <p>2 (略)</p> <p><u><注76></u> (略)</p>	<p>1 同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、公営企業型地方独立行政法人及び関係会社が採用する会計処理の原則及び手続は、「第11節 公営企業型地方独立行政法人固有の会計処理」に定めるものを除き、原則として公営企業型地方独立行政法人の会計処理に統一しなければならない。 <u>(注78)</u></p> <p>2 (略)</p> <p><u><注78></u> (略)</p> <p><u>第105</u> (略)</p> <p><u>第106</u> 区分経理が要請される公営企業型地方独立行政法人の連結財務諸表</p> <p>1 (略)</p> <p>2 法人単位の連結財務諸表の作成については、「<u>第97</u> 法人単位財務諸表作成の基準」に準ずるほか、次によるものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>第2款 連結貸借対照表の作成基準</p> <p><u>第107</u> (略)</p> <p><u>第108</u> 特定関連会社の資産及び負債の評価</p> <p>1 連結貸借対照表の作成に当たっては、特定関連会社に該当することとなった日において、特定関連会社の資産及び負債のすべてを、特定関連会社に該当することとなった日の時価により評価しなければならない。 <u>(注79)</u></p> <p>2 (略)</p> <p><u><注79></u> (略)</p>
---	---

<p>第107 (略)</p> <p>第108 少数株主持分</p> <p>1 (略)</p> <p>2 特定関連会社の欠損のうち、当該特定関連会社に係る少数株主持分に割り当てられる額が、当該少数株主の負担すべき額を超える場合には、当該超過額については、当該特定関連会社との関係を勘案して処理するものとする。(注77)</p> <p><注77> (略)</p> <p>第109 (略)</p> <p>第110 関連会社等に対する持分法の適用</p> <p>1 連結の範囲に含めない特定関連会社及び関連会社に対する出資については、原則として持分法を適用しなければならない。(注78)</p> <p>2～4 (略)</p> <p><注78> (略)</p> <p>第111 表示区分</p> <p>1 (略)</p> <p>2 有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産、流動資産、繰延資産、固定負債及び流動負債は一定の基準に従い、その性質を示す適切な名称を付した科目に明瞭に分類して記載するものとする。(注79)</p> <p><注79> (略)</p> <p>第3款 連結損益計算書の作成基準</p>	<p>第109 (略)</p> <p>第110 少数株主持分</p> <p>1 (略)</p> <p>2 特定関連会社の欠損のうち、当該特定関連会社に係る少数株主持分に割り当てられる額が、当該少数株主の負担すべき額を超える場合には、当該超過額については、当該特定関連会社との関係を勘案して処理するものとする。(注80)</p> <p><注80> (略)</p> <p>第111 (略)</p> <p>第112 関連会社等に対する持分法の適用</p> <p>1 連結の範囲に含めない特定関連会社及び関連会社に対する出資については、原則として持分法を適用しなければならない。(注81)</p> <p>2～4 (略)</p> <p><注81> (略)</p> <p>第113 表示区分</p> <p>1 (略)</p> <p>2 有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産、流動資産、繰延資産、固定負債及び流動負債は一定の基準に従い、その性質を示す適切な名称を付した科目に明瞭に分類して記載するものとする。(注82)</p> <p><注82> (略)</p> <p>第3款 連結損益計算書の作成基準</p>
---	---

<p><u>第112</u> (略)</p> <p><u>第113</u> (略)</p> <p><u>第114</u> (略)</p> <p><u>第115</u> (略)</p> <p>第4款 連結キャッシュ・フロー計算書の作成基準</p> <p><u>第116</u> (略)</p> <p><u>第117</u> (略)</p> <p>第5款 連結剰余金計算書の作成基準</p> <p><u>第118</u> (略)</p> <p><u>第119</u> (略)</p> <p>第6款 関連公益法人等の取扱い</p> <p><u>第120</u> 関連公益法人等の情報開示</p> <p>関連公益法人等については、公営企業型地方独立行政法人との出えん、人事、資金、技術、取引等の関係を「第7款 連結財務諸表の附属明細書、連結セグメント情報及び注記」に定めるところにより開示するものとする。<u>(注80)</u></p>	<p><u>第114</u> (略)</p> <p><u>第115</u> (略)</p> <p><u>第116</u> (略)</p> <p><u>第117</u> (略)</p> <p>第4款 連結キャッシュ・フロー計算書の作成基準</p> <p><u>第118</u> (略)</p> <p><u>第119</u> (略)</p> <p>第5款 連結剰余金計算書の作成基準</p> <p><u>第120</u> (略)</p> <p><u>第121</u> (略)</p> <p>第6款 関連公益法人等の取扱い</p> <p><u>第122</u> 関連公益法人等の情報開示</p> <p>関連公益法人等については、公営企業型地方独立行政法人との出えん、人事、資金、技術、取引等の関係を「第7款 連結財務諸表の附属明細書、連結セグメント情報及び注記」に定めるところにより開示するものとする。<u>(注83)</u></p>
--	--

<注80> (略)

第121 関連公益法人等の範囲

1 関連公益法人等とは、公営企業型地方独立行政法人が出えん、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、財務及び事業運営の方針決定に対して重要な影響を与えることができるか又は公営企業型地方独立行政法人との取引を通じて公的な資金が供給されており、公営企業型地方独立行政法人の財務情報として、重要な関係を有する当該公益法人等をいう。(注81)

2～4 (略)

<注81> (略)

第7款 連結財務諸表の附属明細書、連結セグメント情報及び注記

第122 (略)

第123 連結セグメント情報の開示

1 (略)

2 開示すべき情報は、連結法人の事業収益、事業損益及び当該セグメントに属する資産総額とする。(注82)

<注82> (略)

第124 (略)

<注83> (略)

第123 関連公益法人等の範囲

1 関連公益法人等とは、公営企業型地方独立行政法人が出えん、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、財務及び事業運営の方針決定に対して重要な影響を与えることができるか又は公営企業型地方独立行政法人との取引を通じて公的な資金が供給されており、公営企業型地方独立行政法人の財務情報として、重要な関係を有する当該公益法人等をいう。(注84)

2～4 (略)

<注84> (略)

第7款 連結財務諸表の附属明細書、連結セグメント情報及び注記

第124 (略)

第125 連結セグメント情報の開示

1 (略)

2 開示すべき情報は、連結法人の事業収益、事業損益及び当該セグメントに属する資産総額とする。(注85)

<注85> (略)

第126 (略)

第14節 合併に関する会計処理

第127 用語の定義

- 1 合併をする前の公営企業型地方独立行政法人を「合併前法人」と、合併をした後の公営企業型地方独立行政法人を「合併後法人」という。
- 2 「消滅法人」とは、合併により消滅する公営企業型地方独立行政法人をいう。
- 3 「取得」とは、合併後法人の設立団体以外の地方公共団体のみによって設立された公営企業型地方独立行政法人を合併前法人に含む合併をいう。
- 4 取得とされた合併において、合併後法人を「取得法人」といい、合併後法人の設立団体以外の地方公共団体のみによって設立された合併前法人を「被取得法人」という。
- 5 「設立関係の継続」とは、合併後法人の設立団体の一又は二以上によって設立された公営企業型地方独立行政法人のみを合併前法人とする合併をいう。
- 6 「法人合併日」とは、合併前法人が合併をした日をいい、法人合併日の属する事業年度を「法人合併年度」という。

第128 取得の会計処理

- 1 取得において、取得法人は、被取得法人の純資産の内訳項目（資本金、資本剰余金及び利益剰余金）を、移転直前に付されていた適正な帳簿価額で引き継ぐ。
- 2 取得法人は、被取得法人より移転する資産及び負債を時価で計上し、評価差額については資本剰余金を増額又は減額する。

第129 取得に係る注記事項

法人合併年度において、取得とされた合併がある場合には、次の事項を注記する。

(1) 合併の概要

被取得法人の名称及び事業の内容、被取得法人の設立団体の名称、合併を行った主な理由、法人合併日、合併の法的形式、合併後法人の名称、合併後法人の設立団体の名称

(2) 財務諸表に含まれている被取得法人の業績の期間(3) 法人合併日に受け入れた資産、負債及び純資産の額並びにその主な内訳第130 設立関係の継続の会計処理

- 1 設立関係の継続において、合併後法人は、消滅法人の純資産の内訳項目（資本金、資本剰余金及び利益剰余金）を、移転直前に付されていた適正な帳簿価額で引き継

	<p>く。</p> <p>2 <u>合併後法人は、消滅法人より移転する資産及び負債を、移転直前に付されていた適正な帳簿価額により計上する。</u></p> <p>第131 <u>設立関係の継続に係る注記事項</u> <u>法人合併年度において、設立関係の継続とされた合併がある場合には、次の事項を注記する。</u></p> <p>(1) <u>合併の概要</u> <u>消滅法人の名称及び事業の内容、消滅法人の設立団体の名称、合併を行った主な理由、法人合併日、合併の法的形式、合併後法人の名称、合併後法人の設立団体の名称</u></p> <p>(2) <u>財務諸表に含まれている消滅法人の業績の期間</u></p> <p>(3) <u>法人合併日に受け入れた資産、負債及び純資産の額並びにその主な内訳</u></p> <p>第132 <u>重要な後発事象等の注記</u> <u>貸借対照表日後、監査報告書日までの間に合併が完了した場合又は貸借対照表日後、監査報告書日までの間に法第108条第1項各号又は法第112条第1項各号に掲げる事項が協議により定められた場合には、重要な後発事象として第129の(1)又は第131の(1)に準じて注記を行う。</u> <u>また、当事業年度中に法第108条第1項各号又は法第112条第1項各号に掲げる事項が協議により定められたが、貸借対照表日までに合併が完了していない場合（ただし、重要な後発事象に該当する場合を除く。）についても、これらに準じて注記を行う。</u></p>
--	--